



宮 崎 県 公 報

平成29年4月10日(月曜日) 第 2885 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

告 示	頁	
○狩猟期間の延長(2件)……………(自然環境課) 1		○都市計画事業の変更の認可……………(都市計画課) 2
○禁止された猟法の一部解除……………(“) 1		公 告
○狩猟鳥獣の捕獲等の数の制限の一部解除……………(“) 1		○第12次鳥獣保護管理事業計画の策定……………(自然環境課) 2
○宮崎県林業・木材産業改善資金貸付規程の一部 を改正する告示……………(山村・林振興課) 2		○第二種特定鳥獣管理計画の公表……………(“) 3
		○県営土地改良事業計画の策定……………(農村整備課) 3
		○開発行為に関する工事の完了……………(建築住宅課) 3
		公安委員会公告
		○警備員指導教育責任者講習の実施について…………… 3

告 示

宮崎県告示第 277号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第14条第2項の規定により、同法第11条第2項の規定により限定された狩猟期間を延長する。

平成29年4月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 狩猟期間を延長する鳥獣
イノシシ
- 2 狩猟期間を延長する区域
県内全域
- 3 延長する狩猟期間
毎年11月1日から翌年3月15日まで
- 4 延長する狩猟期間を適用する期間
平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

宮崎県告示第 278号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第14条第2項の規定により、同法第11条第2項の規定により限定された狩猟期間を延長する。

平成29年4月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 狩猟期間を延長する鳥獣
ニホンジカ
- 2 狩猟期間を延長する区域

延岡市北浦町古江に所在する宮崎県及び大分県の境界線と海岸線の交点を起点とし、同所から同海岸線を南に進み、宮崎市及び日南市の境界線の交点に至り、同所から同境界線を西に進み、宮崎市、日南市及び三股町の境界線の交点に至り、同所から宮崎市及び三股町の境界線を北西に進み、宮崎市、都城市及び三股町の境界線の交点に至り、同所から都城市及び三股町の境界線を南西に進み、都城市、日南市及び三股町の境界線の交点に至り、同所から都城市及び日南市の境界線を南東に進み、都城市、日南市及び串間市の境界線の交点に至り、同所から都城市及び串間市の境

界線を南に進み、宮崎県及び鹿児島県の境界線の交点に至り、同所から同境界線を北西に進み、宮崎県、熊本県及び鹿児島県の境界線の交点に至り、同所から宮崎県及び熊本県の境界線を北に進み、宮崎県、熊本県及び大分県の境界線の交点に至り、同所から宮崎県及び大分県の境界線を東に進み、起点に至る線で囲まれた区域

- 3 延長する狩猟期間
毎年11月1日から翌年3月15日まで
- 4 延長する狩猟期間を適用する期間
平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

宮崎県告示第 279号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第14条第3項の規定により、同法第12条第1項の規定により禁止された猟法の一部を解除する。

平成29年4月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 禁止された猟法の一部を解除する鳥獣
イノシシ及びニホンジカ
- 2 禁止された猟法の一部を解除する区域
県内全域
- 3 禁止された猟法のうち一部を解除する猟法
くくりわな(輪の直径が12cmを超えるもの)の禁止を足くりわなに限り解除する。
- 4 禁止された猟法の一部を解除する期間
平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

宮崎県告示第 280号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第14条第3項の規定により、同法第12条第1項の規定による狩猟鳥獣の捕獲等の数の制限の一部を次のとおり解除する。

平成29年4月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 捕獲等の数の制限を解除する狩猟鳥獣
ニホンジカ
- 2 捕獲等の数の制限を解除する区域

県内全域

3 捕獲等の数の制限の解除の内容
1人1日当たりの捕獲等の数を1頭から制限なしとする。

4 捕獲等の数の制限を解除する期間
平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

宮崎県林業・木材産業改善資金貸付規程の一部を改正する告示をここに公表する。
平成29年4月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県告示第 281号

宮崎県林業・木材産業改善資金貸付規程の一部を改正する告示

宮崎県林業・木材産業改善資金貸付規程（平成16年宮崎県告示第 570号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																											
<p>（貸付限度額、償還期間等）</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 貸付金の償還期間（据置期間を含む。以下同じ。）及び据置期間は次の表のとおりとする。ただし、機械又は施設を購入するための資金を借り入れる場合の償還期間及び据置期間は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数以内とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">貸付内容</th> <th style="width: 20%;">償還期間</th> <th style="width: 20%;">据置期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8 [略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>9 1から8までに掲げる貸付内容以外の場合</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 [略]</p> <p>別記 様式第1号（第6条関係） [略] （添付資料） 1～8 [略]</p> <p>[略]</p>	貸付内容	償還期間	据置期間	[略]			8 [略]			9 1から8までに掲げる貸付内容以外の場合	[略]		<p>（貸付限度額、償還期間等）</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 貸付金の償還期間（据置期間を含む。以下同じ。）及び据置期間は次の表のとおりとする。ただし、機械又は施設を購入するための資金を借り入れる場合の償還期間及び据置期間は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数以内とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">貸付内容</th> <th style="width: 20%;">償還期間</th> <th style="width: 20%;">据置期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8 [略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>9 木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成8年法律第47号）第4条第4項の認定を受けた者が当該認定に係る計画に従って同条第1項に規定する木材生産流通改善施設を整備するのに必要な同法第15条に規定する資金を借り入れる場合</td> <td style="text-align: center;">12年以内</td> <td style="text-align: center;">3年以内</td> </tr> <tr> <td>10 1から9までに掲げる貸付内容以外の場合</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 [略]</p> <p>別記 様式第1号（第6条関係） [略] （添付資料） 1～8 [略]</p> <p>9 木材の安定供給の確保に関する特別措置法第15条に規定する資金を調達方法とする場合は、同法第4条第1項に規定する事業計画の認定書の写しを添付すること。</p> <p>[略]</p>	貸付内容	償還期間	据置期間	[略]			8 [略]			9 木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成8年法律第47号）第4条第4項の認定を受けた者が当該認定に係る計画に従って同条第1項に規定する木材生産流通改善施設を整備するのに必要な同法第15条に規定する資金を借り入れる場合	12年以内	3年以内	10 1から9までに掲げる貸付内容以外の場合	[略]	
貸付内容	償還期間	据置期間																										
[略]																												
8 [略]																												
9 1から8までに掲げる貸付内容以外の場合	[略]																											
貸付内容	償還期間	据置期間																										
[略]																												
8 [略]																												
9 木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成8年法律第47号）第4条第4項の認定を受けた者が当該認定に係る計画に従って同条第1項に規定する木材生産流通改善施設を整備するのに必要な同法第15条に規定する資金を借り入れる場合	12年以内	3年以内																										
10 1から9までに掲げる貸付内容以外の場合	[略]																											

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

宮崎県告示第 282号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第1項の規定により、平成23年宮崎県告示第 412号による宮崎広域都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成29年4月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 施行者の名称
宮崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
宮崎広域都市計画公園事業

- 4・4・21号 加納公園
- 3 事業施行期間
平成23年5月23日から平成30年3月31日まで
- 4 事業地
収用の部分 変更なし
使用の部分 変更なし

公 告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第4条第1項の規定により、第12次鳥獣保護管理事業

計画を定めた。

なお、当該事業計画書は、宮崎県環境森林部自然環境課、宮崎県西臼杵支庁林務課及び各農林振興局林務課に備え置いて縦覧に供する。

平成29年4月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第7条の2第1項の規定により、イノシシ、ニホンジカ及びニホンザルに係る宮崎県第二種特定鳥獣管理計画を定めた。

なお、当該計画書は、宮崎県環境森林部自然環境課、宮崎県西臼杵支庁林務課及び各農林振興局林務課に備え置いて縦覧に供する。

平成29年4月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、大河平地区県営土地改良事業(えびの市、畑地帯総合整備事業(担い手育成型))に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年4月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 縦覧に供する書類

策定に係る土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

平成29年4月10日から平成29年5月11日まで

3 縦覧場所

えびの市役所 農林整備課内

4 その他

この公告に係る土地改良事業計画(以下「この計画」という。)に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、この計画の策定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(宮崎県知事が被告の代表者となる。)、この計画の策定の取消しの訴えを提起することができる。

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は完了した。

平成29年4月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び名称
児湯郡都農町大字川北字道籠5198番地1 他21筆 (5168番6、5182番2は一部)	児湯郡都農町大字川北4874番地2 都農町

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第4号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成29年4月10日

宮崎県公安委員会委員長 藤田紀子

1 講習の種類、警備業務の区分、実施日及び定員

種類	警備業務の区分	講習の実施日	定員
新規取得講習	1号警備業務	平成29年7月10日(月)から7月19日(水)まで	30人

2 講習の対象者

講習の対象者は、法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証(以下「資格者証」という。)又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「講習修了証明書」という。)を有しない者で、かつ、受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

- 最近5年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者
- 検定規則第4条に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した者
- 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者

3 講習の場所

宮崎市学園木花台西2丁目4番地3

宮崎県技能検定センター

電話0985-58-1570

4 受講申込書の提出方法等

(1) 提出先

受講申込者の住所地を管轄する警察署とする。ただし、受講申込者が警備員である場合は、その属する営業所の所在地を管轄する警察署でも良いこととする。

(2) 提出日時

警備業務の区分	提出日時
1号警備業務	平成29年5月29日(月)から6月9日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警

備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込みについては認める。郵送による申込みは認めない。

(4) 提出書類等

ア 受講申込書（受講申込者の写真（申請前 6 月以内に撮影した縦 3.0センチメートル、横 2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの）を貼り付けたもの）

イ 2 に掲げる要件に該当することを証明する次の書面

(ア) 2 の(1)に該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(イ) 2 の(2)に該当する者

検定規則第 4 条に規定する 1 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し

(ウ) 2 の(3)に該当する者

検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 2 の(4)に該当する者

旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し

(オ) 2 の(5)に該当する者

旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

5 手数料

受講申込時、次表の手数料に相当する額の宮崎県収入証紙により納入すること。

種 類	警備業務区分	手数料
新規取得講習	1 号警備業務	47,000円

納入された手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還しない。

6 その他

- (1) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習に関する目的以外には使用しない。
- (2) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備係（代表電話0985-31-0110）に行うこと。